

◎国有林野の有する公益的機能の維持

増進を図るための国有林野の管理経

営に関する法律等の一部を改正する

等の法律 (平成二四年六月二七日法律第四二号)

一、提案理由(平成二四年四月一〇日・参議院農林水産委員会)

○国務大臣（鹿野道彦君） 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野事業は、これまで、奥地の水源地域などに多く所在する国有林野について、その公益的機能の維持増進を基本としつつ、特別会計により企業的に運営してきたところであります。

一方、我が国森林・林業の状況を見ると、国有林及び民有林を通じた森林の公益的機能の発揮が強く期待されております。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

また、地域によっては、国有林に隣接する民有林において十分な整備や保全が行われていない状況も見られます。

このような状況を踏まえ、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有林野の管理経営に関する法律の一部改正であります。

国有林野事業について、国有林と一体として整備及び保全を行ふことが相当と認められる民有林についても整備及び保全を行ふことができるのこととし、農林水産大臣及び森林管理局長が定める国有林野の管理経営の計画に、国有林と民有林の一体的な整備及び保全に関する基本的な事項を定めることとしております。

また、分収造林及び分収育林の制度について、長伐期施業を推進するため、契約の存続期間を延長できるように見直すとともに、共用林野制度について、国有林野内の林産物をエネルギー

源として共同の利用に供するため、その採取を国有林所在市町

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

一五〇

村の住民が国との契約により行うことができるようになります。

第二に、森林法の一部改正であります。

森林管理局長は、国有林と一体として整備及び保全を行うこととが相当と認められる民有林の森林所有者等と協定を締結し、森林の整備及び保全を行うことができる制度を創設することとしております。

第三に、特別会計に関する法律の一改正であります。

企業的運営のための国有林野事業特別会計を廃止し、平成二十一年度から国有林野事業を一般会計の事業とするとともに、現在の特別会計の債務を国民の負担とせず、国有林野の林産物収入等によって処理することを明確にするため、その処理を整理するための暫定的な特別会計を設置することとしております。

第四に、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一改正等であります。

国有林野事業について企業的運営を廃止することに伴い、国有林野事業に係る労働関係や給与に関する特例等を廃止することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう

うお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成二十四年四月一六日)

○小川勝也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国有林野事業を一般会計に移行させることの意義、累積債務返済の見通し、国有林野事業における人員確保と技術継承の必要性、森林の除染に対する取組方針、森林の広葉樹林化又は針広混交林化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年四月一二日)

森林の有する多面的機能を確保するとともに、厳しい状況に置かれている林業を活性化することは、我が国の森林・林業にとって喫緊の課題である。また、我が国森林面積の三割を占める国有林を一般会計において管理経営するに当たっては、国有林の有する公益的機能の発揮を積極的に推進するとともに、森林・林業の再生、そして東日本大震災からの復興に一層寄与することが求められている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 東日本大震災の被災地復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等について、国有林野事業の組織・技術・資源の積極的な活用に努めること。

二 地球温暖化防止のための間伐等の森林吸収源対策や再生可能なエネルギーの導入拡大に向けた木材・木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、必要な安定財源を確保するとともに、間伐材の活用や公共建築物における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

三 森林・林業の再生に当たっては、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、効率的な路網整備、これらを担う人材の

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

育成等について、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等が相互の連携を深めながら、着実な推進を図ること。

四 森林の有する多面的機能を確保するため、水源林の保全や森林の整備を推進するとともに、そのために必要な地籍調査への取組を強化すること。

五 最近の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、治山事業の確実な実施に努めるとともに、必要な予算の確保を図ること。

六 スギ花粉症が都市部を中心に社会的な問題となっていることを踏まえ、少花粉スギ等の開発・普及、苗木供給体制の整備、広葉樹林化等の花粉発生源対策の充実・強化を図ること。

七 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務の円滑な償還を図るため、間伐等の森林整備を着実に実施するとともに、国有林野事業の一層効率的な運営に取り組むこと。

八 地域ごとの木材価格や需給動向を把握・分析し、価格安定に向けて供給調整を図ること。

九 国有林野事業の一般会計への円滑な移行に当たっては、地域の森林・林業への支援及び国有林の有する公益的機能の維持・増進のため、必要な財政上の措置を講じるとともに、現

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

一五二一

場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保・組織体制の構築、人材の確保、技術の継承に努めること。

右決議する。

三、衆議院農林水産委員長報告(平成二十四年六月二一日)

○吉田公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林について、国が森林所有者等と協定を締結してその整備及び保全を行う制度を創設するとともに、国有林野事業を企業的に運営するために設置された国有林野事業特別会計を廃止する等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、去る四月十六日参議院から送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十八日鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月二十日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年六月二〇日)

我が国の森林面積の三割を占める国有林野は、森林の有する多面的機能の持続的な發揮を図り、厳しい状況に置かれている林業を活性化するとともに、東日本大震災からの復旧・復興の円滑かつ迅速な推進を図る上で、その果たすべき役割は極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 国有林野事業の一般会計化に伴い、新たに設置する国有林野事業債務管理特別会計において既存債務の処理を経理するに当たっては、新たな国民負担を生じさせないとの基本的な方針の下、従前どおり、毎年度、利子補給に係る必要な予算措置を講ずること。

二 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務については、林産物収入等により着実な償還が図られるよう、国有林野事業の一層効率的かつ適正な運営に取り組むこと。その際、国有林野の有する公益的機能の維持増進に十分配意する

こと。

三 公益的機能の維持増進、民有林との一体的な整備及び保全の推進等国有林野事業に求められる多様な役割が確実に果たされるよう、厳しい財政状況や国有林野事業の現場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保、組織体制の構築、人材の育成、技術の継承等を図るとともに、国有林野事業の職員の労働条件を整備すること。

四 新たに創設される国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する仕組みについては、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、地域の実情に応じて適切に活用すること。また、森林の整備・水源林の保全に係る施策については、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等の連携を一層深めることにより、着実に推進するとともに、必要な地籍調査への取組を強化すること。

五 平成二十五年から開始される京都議定書第二約束期間への参加の有無に問わらず、平成二十五年以降の森林吸収源対策に必要な財源を確保すること。併せて、石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」による収支の使途に、森林吸収源対策が位置付けられるよう検討を進めること。

六 木材価格が安定的に推移し、山元への収益の還元が図られるよう、外材価格及び為替レートにも留意しつつ、地域ごと

の木材価格や需給動向を把握、分析し、木材供給の調整を図ること。また、間伐材の活用や公共建築物等における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

七 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等を着実に進めるため、国有林野事業の組織・技術・資源を積極的に活用すること。

八 多額の累積債務を抱える都道府県林業公社について、都道府県の要望、厳しい財政状況や低迷する木材価格の動向を踏まえ、着実な債務返済が図られるよう、その一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を検討すること。また、平成二十五年以降の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による地方財政措置の継続について、速やかに検討の上、法的措置を講ずること。

右決議する。